

広報 ゆざわ

湯沢町民憲章

わたしたちのねがい
 美しい自然につつまれた雪のまち湯沢
 清らかな愛情あふれるまち
 すこやかな活力みなぎるまち
 さわやかな誰もが訪れたいまち
 みんなで力をあわせ
 豊かで明るく住みよい
 文化の香り高いまちをつくりましょう

■発行・編集 / 湯沢町役場総務課 〒949 - 6192 新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立 300 番地
 ☎025 784 3451 ホームページアドレス <http://www.town.yuzawa.niigata.jp/>



今年の冬は暖冬と言われていましたが、連日の降雪に見舞われ、各家庭ではそれぞれ除排雪に取り組んでいることと思います。
 積雪は、役場地点で1月6日に3mを記録し、昭和59年以来22年ぶりに3m台となり、1月28日には3m24cmを記録しました。(1月6日・28日ともに午前9時現在の数値)

冬道では、積雪で車道と歩道の区別がつきにくくなっていることが多く、歩行者が車道にはみ出たり、周囲をよく見なかったり、滑って転倒したりすることが考えられますので、歩行者、車の運転者ともに十分な注意が必要です。
 屋根の雪下ろしにあたっては、除雪作業前に、積雪や軒先軒下の状況を確認するとともに、強風、大雪等の悪天候時には、屋根に上がらないようにし、事故にあわないようにしてください。



主な内容

確定申告のお知らせ	2
児童手当について	3
湯沢町社会福祉協議会職員募集	4
農業用免税軽油の免税証交付について	5
キャンドルライブ	6
東北電力からお知らせ	7
お知らせ	8

確定申告

のお知らせ



確定申告は自己記載で

所得税は、各人が自分の所得金額とそれに対する所得税額を正しく計算して申告し、その所得税額を自発的に期限内納付するという制度を採用しています。確定申告をしなければならぬ方が申告しなかったり、誤った申告をするなど、後で不足の税金を納めるだけでなく、加算税が課され、さらに延滞税も納めなければなりません。

申告書等は、役場税務課にも用意してありますので、自分で書いて確定申告しましょう。

【問い合わせ】

〒947 8540
小千谷市東栄1 5 24
小千谷税務署
0258・83・2093

住民税の申告

平成18年1月1日現在、湯沢町に住んでいた人は、申告が必要です。ただし、税務署に平成17年分の確定申告書を提出した人、平成17年中の所得が給与のみで年末調整済みの人は必要ありません。

(平成17年途中で就職・退職した人で年末調整をされていない人、雑損控除、医療費控除等を受けようとする人は申告が必要です。)

申告相談に必要なもの
印鑑及び預金通帳等口座番号のわかるもの(口座振替を希望の方は届出印)
給与所得者及び年金受給者

申告相談日程

月	日	対象地区	時間	会場
2月	16日(木)	小原・中子・一之町	9:00 ~ 16:00	役場 1階中会議室
	17日(金)	宮林・添名・駅通		
	20日(月)	原新田・原・上中		
	21日(火)	田中・小坂・楽町		
	22日(水)	堰場・西原・谷地		
	23日(木)	平沢・滝ノ又・下中	10:00 ~ 15:00	役場 2階小会議室
		全町(税理士無料申告相談)		
	24日(金)	戸沢・谷後・幅下	10:00 ~ 15:00	役場 2階小会議室
		全町(税理士無料申告相談)		
	27日(月)	七谷切・旭原・諏訪	9:00 ~ 16:00	役場 1階中会議室
28日(火)	芝原・萩原・愛宕			
1日(水)	栄町・中里・堀切			
2日(木)	八木沢・古野一・湯元			
3日(金)	大島・古野二・布場			
6日(月)	三俣二・松川・滝沢			
7日(火)	三俣一・土樽・西中			
8日(水)	二居・岩原高原・西山			
9日(木)	浅貝・土樽スキー場・下熊野			
10日(金)	上熊野・東電・石白・湯鉄神立			
13日(月)	全町 (上記の日に申告できなかった人)			
14日(火)				
15日(水)				

の方は源泉徴収票
事業をしている方は収支明細書及びその資料
不動産や配当所得、その他の収入のある方はその資料

【問い合わせ】
税務課住民税係

各種控除を受ける方は、そのための領収書や証明書
農業所得のある方は収支明細書
税務署から申告書が届いている方は、その申告書をお持ちください。

注 収支内訳書の記入や医療費控除のための医療費の集計をしてから、相談会場においてください。記入・集計されていない場合、会場において自分で計算していただきます。

児童手当について

【2月の定時支払は13日】
10月から1月分までの児童手当を、2月13日(月)に振込みますので確認してください。

【児童手当とは】

児童手当とは、生活の安定と児童の健全育成・資質の向上を目的として、児童を養育している方に手当を支給する制度です。

支給対象

小学校第3学年修了前の児童を養育している人。(ただし、所得による制限があります。)

手当月額

- 第1子 5,000円
 - 第2子 5,000円
 - 第3子以降 10,000円
- 支払について

申請された翌月から、支給事由が消滅した月まで支給されます。毎年2・6・10月に、それぞれの前月分までが支払われます。

申請に必要なもの
印鑑、申請者の口座が分かる通帳等。(公務員の方は勤務



先で手続きをしてください。

- ・新たに手続が必要な場合
- ・出生等によって対象児童が増えたとき。
- ・受給者や対象児童の住所が変わるとき。
- ・離婚や死別等により対象児童を養育しなくなったとき。
- ・受給者の加入年金が変更になったとき。(国保年金係だけでなく、必ず保育係にも届け出てください。)

【届出・問い合わせ】

住民課保育係

灯油漏れ事故が多発しています

給油中の不注意や、積雪による配管の損傷により、灯油が流出する事故が多発しています。

次の点に注意し、灯油漏れ事故を防ぎましょう。

- ・給油中は絶対にその場を離れない
- ・ホームタンクや配管の付近の除雪は慎重に行う
- ・ホームタンクのゲージは定期的に確認する
- ・防油堤に雨水等が溜まったら水抜きを行う

油漏れを起こしたら、発見したら連絡をお願いします。
魚沼消防署湯沢分署 784・3377
住民課環境生活係

油が流出すると下流の水道や井戸水、漁業等に影響を及ぼし、水道事業者等に大きな負担を強いられる場合があります。ご注意ください。

灯油を注ぐ時は絶対に場所を離れない・・・



湯沢町職員異動(平成18年1月1日付)

氏名	新所属	旧所属
田村 武雄	福祉保健課 課長兼病院係長事務取扱	福祉保健課 課長

平成17年12月31日付退職

氏名	旧所属
南雲 妙子	福祉保健課 病院係長

平成18年1月31日付退職

氏名	旧所属
牛木 文雄	ロープウェイ事業所 索道係主任

中越大震災で

県の融資を受けられた中小企業者の皆さんへ

中越大震災により、次の融資を受けた中小企業者を対象とする利子補給金交付申請(財新潟県中越大震災復興基金事業)の締切りが近づいています。対象の方は早めにお申込みください。

利子補給対象者

平成16年大規模災害対策資金(地震対応枠)融資を受けた中小企業者(新潟県制度資金)

利子補給率

0.4%

利子補給対象期間

借入日から5年間

今回の算定期間

借入日から平成17年12月31日分まで

今回の申請締切

2月15日(水)(産業観光課必着)

問い合わせ

各金融機関または産業観光課商工観光係

保健センターからのお知らせ

784・3149

「精神通院公費負担制度」が「自立支援医療」に移行

4月1日より「精神通院公費負担制度」が障害者自立支援法に規定される「自立支援医療」に移行されます。この移行に伴い「精神通院公費負担制度」を利用されている方は「自立支援医療」認定申請が必要になります。対象者には個別に申請用紙を郵送してありますが、お手元に届かない場合は、保健センターまでご連絡ください。

対象

現在「精神通院公費負担制度」を利用されている方

申請期間

3月31日(金)まで

申請・問い合わせ

保健センター

湯沢町社会福祉協議会 職員募集

募集職種	介護職(2人)
受験資格	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和41年4月2日以降に生まれた者で、介護福祉士またはヘルパー2級以上の資格を有する者。 ・自動車運転普通免許を有する者。 <p>ただし、次のいずれかに該当する者は除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年被後見人及び被保佐人 ・禁固以上の刑に処され、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
試験日時	平成18年3月10日(金) 午前9時受付
試験会場	湯沢町総合福祉センター
試験内容	作文試験、面接試験
合否通知	受験者全員に合否の結果を通知します。
採用予定	該当者に追って通知します。
受験手続	<p>《申込方法》 市販の履歴書に自筆で記入し、上半身・脱帽・正面向きの写真(縦4cm×横3cm)を1枚貼り、提出してください。</p> <p>《提出先》 〒949-6101 湯沢町大字湯沢2877番地1 湯沢町総合福祉センター内 湯沢町社会福祉協議会 784-4111</p> <p>《受付期間・時間》 平成18年2月10日(金)～28日(火) 午前8時30分～午後5時 (日曜日、祝日は除きます。)</p> <p>《郵便等による提出の場合》 受験申込用封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きしてください。</p>

農業用免税軽油の免税証交付について

農業用トラクター、コンバイン及び田植機等に使用する軽油は免税になります。免税軽油の購入に必要な免税証の交付を希望される方は、次のとおり申請してください。

【受付日時】

3月8日(水)・9日(木)
午前9時～午後4時

【場所】

南魚沼地域振興局 県税部

【申請時に持参するもの】

(1) 昨年に引き続き申請される方

・免税軽油使用者証(機械を買い替えた場合は、機械の所有証明が必要です。)

・耕作面積証明書(農業委員会が証明するもの。)

・印鑑(共同で申請する場合は、全員のものが必要です。)

(2) 今年初めて申請される方

・機械の所有証明(販売店等が証明するもの。)

・耕作面積証明書(農業委員会が証明するもの。)

・印鑑(共同で申請する場合は、全員のものが必要です。)

【申請手数料】

免税軽油使用者証の交付申請(新規交付申請、更新交付申請、亡失等による再交付申請)を行う場合は、手数料の納付が必要になります。

・手数料の額: 450円

(新潟県収入証紙により納付してください。)

【免税証を交付できない方】

国税または地方税の滞納処分を受け、その滞納処分の日から2年を経過しない方などには免税証を交付できません。

【問い合わせ】

南魚沼地域振興局 県税部課税課(軽油引取税担当)
772・2663

平成18年度 電気通信サービスモニター募集



総務省では、電気通信サービスを安心して利用することができるよう、利用者の視点に立った電気通信行政の推進に取り組んでいます。そこで総務省信越総合通信局では、電気通信サービスに関する利用者のご意見やご要望を幅広くお聞かせいただき、今後の電気通信行政に反映させるため、新潟県にお住まいの方から平成18年度電気通信サービスモニターを次のとおり募集します。

応募資格

電話・インターネット等の電気通信サービスに関心のある満20歳以上の方で、下記の活動を行うことが可能な方。ただし、総務省及び電気通信事業者に勤務経験のある方、並びにその方の家族は除きます。

活動内容

アンケート調査への回答(年2回実施予定、全員)
モニター会議への参加(年1回開催予定、別

途出席をお願いする方)

委嘱期間

平成18年4月1日～平成19年3月31日

募集人員

新潟県内にお住まいの方 20人

応募方法

はがき裏面に住所、氏名(フリガナ)、電話番号、年齢、性別、職業及び応募動機を記入し、表面に「モニター希望」と記入の上、総務省信越総合通信局あてに郵送してください。なお、信越総合通信局ホームページ(<http://www.shinetsu-bt.go.jp>)からも応募できます。

募集期間

2月20日(月)まで(消印有効)

謝金

アンケート調査にご協力いただいた方及びモニター会議に出席いただいた方に別途謝金をお支払いします。

選考結果の通知

モニターをお願いする方に、平成18年3月末日までにその旨をご通知します。なお、採用されなかった方には通知しませんので、あらかじめご了承ください。

《申込・問い合わせ》

〒380 8795

長野市旭町1108番地

総務省信越総合通信局情報通信部電気通信事業課

026・234・9972

CANDLE LIVE

キャンドルライブ '06

2 / 18 (土)

昼の部

会場：加山キャプテンコースト

宝さがし

・・・ 12:30 ~ 13:30(無料)

手造りキャンドル教室

・・・ 14:30 ~ 16:00(先着 30 人 / 材料費実費が必要です。)

中越大震災復興企画「希望への灯り 100 日間」そして、今年は町内外の方々へ新潟県の玄関口、“越後湯沢”から元気な新潟をアピールしようと「キャンドル・ライブ '06」を企画しました。

雪灯りのぬくもり感じる温かさ、銀世界に浮き上がる 5,000 本のキャンドルが幻想的な世界を演出します。キャンドルパークに皆さんの温かい 1 本を灯してください。



夜の部

キャンドルパーク ~ 灯り ~

18:00 ~ 21:00

会場：湯沢中央公園(湯沢カルチャーセンター前)

5,000 本のキャンドルが醸す幻想的な『雪灯り世界』オリジナルキャンドル展示

サウンドパーク ~ ^{あした}希望 ~

19:15 ~ 20:30(開場 19:00)

会場：湯沢カルチャーセンターアリーナ

ミニコンサート(コカリナ・雪雷太鼓など)

加山雄三(特別ゲスト)ミニトークショー

夜の部は入場券が必要です。 18 歳以上の方

前売券...800 円(キャンドル取扱所にて)

当日券...1,000 円(会場受付にて)

入場券はキャンドル実費(2 本分)を除き、すべて義援金として新潟県を通じ、中越大震災で被害の大きかった地区の方々に届けられます。

駐車場は確保していません。夜の部の会場へは無料シャトルバスをご利用ください。

問い合わせ・入場券取扱所

湯沢町観光協会

785 - 5505

湯沢町温泉総合案内所

785 - 5353

豪雪により被災された

お客さまに対する料金等の

取り扱いについて

東北電力では、豪雪により災害救助法が適用された地域について、お申し出により電気料金等の支払いを、次のとおり取り扱います。

電気料金の支払期限日等の延長

被災されたお客様の平成17年12月分、平成18年1月分及び2月分の電気料金の早收期間及び支払期限を1ヶ月延長させていただきます。

基本料金の一部免除

被災により電気施設の一部が使用不能となられた場合は、その使用不能設備相当分の基本料金は、平成18年7月末日まで申し受けません。被災時から引き続き全く電気を使用しない場合には、6ヶ月間に限り、電気料金（不使用料金）はいただきません。

引込線工事等の無料実施

被災されたお客様が、平成18年7月31日までに臨時電灯または臨時電力の使用を申し込まれた場合、被災前と同じ契約内容で電気の使用を申し込まれた場合、引込線、計量器等の取り付け位置の変更を申し込まれた場合は、当社が行う工事について無料とさせていただきます。

【詳細について】

コールセンター

0120・175・466

受付時間

月曜日～金曜日（祝日除く）

午前9時～午後8時

土曜日（祝日除く）

午前9時～午後5時

【申込】

東北電力（株）魚沼営業所

（南魚沼市六日町字八幡沖29）

3）

1月11日現在、県内で災害救助法が適用されている市町村は、十日町市、妙高市、南魚沼市、魚沼市、上越市、湯沢町、津南町、川口町です。



小規模企業共済制度について

小規模企業共済制度は、小規模企業共済法に基づく制度で、小規模企業の個人事業主の方や会社役員等の方が事業を廃止したり役員を退職した場合などに、その後の生活の安定や事業の再建などを図る資金をあらかじめ準備しておくための共済制度で、いわば「事業主の退職金制度」といえるものです。

【加入資格】

(1) 製造業、建設業、運輸業、不動産業、農業などを営む場合は、常時使用する従業員の数が20人以下の個人事業主又は会社の役員

(2) 商業（卸売業・小売業）又はサービス業を営む場合は、常時使用する従業員の数が5人以下の個人事業主又は会社の役員
(3) 事業に従事する組合員の数が20人以下の企業組合の役員や常時使用する従業員の数が20人以下の協業組合の役員

【掛金】

毎月の掛金は、1,000円から70,000円までとなり、5,000円刻みで選択することが可能です。掛金は、税法上、全額が小規模企業共済等掛金控除として課税対象となる所得から控除できます。

【共済金】

共済金は、加入後6ヶ月以降に、個人事業の廃止、会社等の解散、役員の疾病・負傷又は死亡による退職、老齢給付など、加入者の方に生じた事由により、掛金の納付月数に応じて法律で定められた額が支払われます。

共済金の受取方法は、「一時金」、「分割金」、又は「一時払と分割払の併用」のいずれかを選択することが可能です。

【取扱窓口】

中小企業基盤整備機構の業務を取り扱っている商工会議所、商工会連合会、商工会、中小企業団体中央会、中小企業の組合、青色申告会及び銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫などの金融機関。

問い合わせ

県庁産業労働部産業政策課商工団体係
025・280・5235

除雪費援助について

自己の専用住宅に住み、障害・高齢等で、労力的かつ経済的に自力で除雪できない世帯に除雪費用の援助を行います。(融雪屋根も可)

【対象】

- ・65歳以上の高齢者世帯
- ・障害者世帯(1〜4級)
- ・母子世帯、その他

(町民税の所得割課税世帯や親戚等の除雪協力を得られる世帯は対象外です。)

【内容】

1年間3万円を限度に助成(支給にあたっては、業者などからの除雪経費の領収書の提出が必要となります。)

今月の納税等

固定資産税(第4期)
国民健康保険税(第8期)
貸地料

納期限は、2月28日火です。

納税相談は、収納課(784-3056)で受け付けています。どうぞ、ご利用ください。

【問い合わせ】

湯沢町社会福祉協議会
784・4111

南魚沼森林組合
森林技術員募集

【職種】

森林技術員(若干名)

【応募資格】

年齢18歳から55歳

【申込】

3月10日(金)までに、市販の履歴書に必要事項を記入の上、提出してください。

【申込・問い合わせ】

南魚沼森林組合
783・3349

家族教室

心の病を抱えたご家族の方を対象とした「家族教室」を開催します。

【日時】

2月25日(土)

午後1時30分〜3時30分

【会場】

サンライズ南魚沼

【内容】

生活を支える制度を利用する(精神医療制度、精神保健福祉制度)

【講師】

精神保健福祉関係機関の相談員等

【申込期限】

2月22日(水)

【申込・問い合わせ】

精神障害者地域生活支援センター みなみうおぬま

770・1331

FAX 770・0980

自動車の登録と

自動車税の申告はお早めに

自動車の売買を行ったり、所有者や使用者の住所変更等があった場合は、運輸支局への登録と県への申告が必要です。

・自動車税は4月1日現在の

車検証の登録名義をもとに

課税されます。また、住民票

を移しただけでは納税通知

書の住所変更にはなりません。

いま一度正しく登録されて

いるか確認し、変更が必要

な場合は3月31日までに

手続きをしてください。

・運輸支局への変更・移転登

録は法律で義務付けられて

います。手続きはお早めに

お願いします。

【問い合わせ】

自動車の登録については

新潟運輸支局

050・5540・2040

新潟運輸支局長岡自動車検査登録事務所

050・5540・2041

自動車税と自動車取得税の

申告は

県税務課長岡分室

0258・22・1134

司法書士による

相続登記の無料相談月間

新潟県司法書士会では、毎

025・228・1589

年2月の1ヶ月間を「相続登記はお済みですか月間」と定め相続登記についての県内一斉無料相談を実施しています。この機会にお近くの司法書士事務所にお気軽にご相談ください。相続登記や諸手続について、無料でご相談に応じます。

【問い合わせ】

新潟県司法書士会

025・228・1589

お誕生おめでとございます

1月4日

宮下

湖々南さん

1月17日

樋熊

美志さん

ご逝去お悔やみ申し上げます

1月21日

林

律子さん

1月22日

南雲

友子さん

1月22日

南雲

シゲさん

2月2日

久世

勇治さん

類似文字で表記する場合があります。ご了承下さい。広報に掲載してほしくない場合は、届出の際に申し出てください。